

●● 食品表示に関する情報

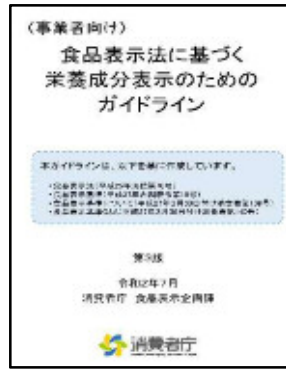
- このリーフレットは、**栄養成分表示の基本的な内容**を示したものであるため、**詳しい内容については、消費者庁のホームページや関係法令やガイドラインなどをご確認ください。**

消費者庁ホームページ

消費者庁 栄養成分表示

検索

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/business/



●● 食品表示に関するお問い合わせ

- 具体的な表示方法の相談については、**表示に責任をもつ本社等の所在地を管轄する下記の保健所健康支援課へご相談ください。**



所在地域	所管保健所	所在地	電話番号
瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市 ・長久手市・東郷町	瀬戸保健所	瀬戸市見付町38-1	0561-82-2157
春日井市・小牧市	春日井保健所	春日井市柏井町2-31	0568-31-2133
犬山市・江南市・岩倉市・大口町 ・扶桑町	江南保健所	江南市布袋下山町西80	0587-56-2157
稲沢市・清須市・北名古屋市・豊山町	清須保健所	清須市春日振形129	052-401-2100
津島市・愛西市・弥富市・あま市 ・大治町・蟹江町・飛鳥村	津島保健所	津島市橘町4-50-2	0567-26-4137
半田市・阿久比町・東浦町・南知多町 ・美浜町・武豊町	半田保健所	半田市出口町1-45-4	0569-21-3354
常滑市・東海市・大府市・知多市	知多保健所	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211
碧南市・刈谷市・安城市・知立市 ・高浜市・みよし市	衣浦東部保健所	刈谷市大手町1-12	0566-21-9338
西尾市・幸田町	西尾保健所	西尾市寄住町下田12	0563-56-5241
新城市・設楽町・東栄町・豊根村	新城保健所	新城市字中野6-1	0536-22-2205
豊川市・蒲郡市・田原市	豊川保健所	豊川市諏訪3-237	0533-86-3189
田原市	豊川保健所 田原保健分室	田原市赤石2-2	0531-22-1238

○その他の食品表示相談窓口

- ◆原材料、添加物、アレルギー、賞味期限等の表示に関することは、上記の各県保健所（環境）食品安全課へご相談ください。
- ◆名称、内容量、原料原産地表示等の表示に関することは、県内の各農林水産事務所農政課へご相談ください。

- 保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市）にお住まいの方や事業者の方は、各市にお問い合わせください。**

●● 加工食品の



栄養成分表示 について



平成27年4月1日から食品表示法に基づき、加工食品への栄養成分表示が義務化されました。販売される食品の熱量（エネルギー）や栄養成分量の表示に一定のルール化を図る事で、消費者の方が食品を選択する時に適切な情報が提供されることを目的としています。

●● 対象となる食品

- 一般用加工食品及び添加物が義務表示となっています。

加工食品		生鮮食品		添加物	
一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
義務	任意	任意	任意	義務	任意

●● 栄養成分の表示方法には決まりがあります

- 基本的な表示の方法（表示例）

義務表示である5つの熱量・栄養成分は、次の通りです。（食品表示基準第3条）

- ◆表示する栄養成分等には次のものがあり、栄養成分表示をする場合は、義務表示の5項目は必ず表示します。

義務表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
推奨表示	飽和脂肪酸、食物繊維
任意表示	n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類、ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類

必ず「栄養成分表示」と表示します。

表示単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。1食分の場合は、重量も併記します。

栄養成分等は、表示例の順で表示します。

（表示例）

栄養成分表示 （1食分（0g当たり））	
熱量	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0.0g

コラーゲン 0g

最小表示の位は、エネルギーと炭水化物、たんぱく質、脂質は一の位、食塩相当量は小数第一位まで表示します。

表示単位は、次のものも可能です。
kcal：キロカロリー
g：グラム
mg：ミリグラム
μg：マイクログラム

食品表示基準に定めがないものを表示する場合は、定められた栄養成分ではないことが分かるように、欄外に表示します。

- ◆包装容器の見やすい場所に、原則8ポイント以上の活字で表示します。（包装の表示面積がおおむね150cm²以下の場合や印刷瓶に入れられたもので蓋に表示する場合は、5.5ポイント以上の活字でも可）

- ◆表示例の様式で表示することができない場合は、同等程度に分かりやすく一括で表示することができます。（例）栄養成分表示（1食分（0g当たり））／熱量0kcal、たんぱく質0g、脂質0g、炭水化物0g、食塩相当量0.0g



●● 栄養成分表示を省略できる条件又は要しない条件について

○栄養成分表示が省略可能であるかは、下記のフローチャートを参考に確認してください。

下のいずれかに該当する。

- ◆容器包装の表示可能面積が概ね30cm²以下であるもの
- ◆酒類
- ◆栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの
- ◆極めて短い期間で原材料や配合割合が変更されるもの
- ◆消費税を納める義務が免除されている事業者又は、中小企業基本法に規定する小規模事業者
- ◆不特定又は多数の者に対しての譲渡（販売を除く）

はい

「栄養表示※」をしない。

※「栄養表示」とは、「たんぱく質」、「ミネラル」等、栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示のことであり、

はい

栄養成分表示は省略できます。

【注意】

小規模事業者が自分自身で販売する場合は、栄養成分表示を省略できます。
ただし、大手スーパーなど小規模事業者ではない者が、その商品を買取し販売する場合には、**栄養成分表示が必要となりますので注意が必要です。**

容器包装へ栄養成分表示を
する必要はありません。

いいえ

いいえ

○下記に該当する食品は栄養成分表示を要しません。

- ◆食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合。
製造者と販売者が同一で、同一の施設内、又は敷地内で製造販売する場合のことをいいます。
具体的には和菓子屋、洋菓子屋、パン屋等がその場で行う食品の製造販売、惣菜や刺身の盛合せ等をインストア加工し、その場で販売する等が該当します。
(ただし、スーパーマーケットのバックヤードなどで、予め購入した大袋のポテトサラダなどの加工食品を手を加えずに小分けをし、その場で販売する場合はこれに該当しません。)
- ◆不特定又は多数の者に対して譲渡する場合。（販売を除く）

●● 表示値について

○栄養成分の表示値を得る方法として①から④があります。いずれかの方法により求め値で表示してください

①分析値	栄養強調表示をする場合など、食品表示基準に規定される場合は、定められた分析方法（食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法）により分析した値。その他の場合は、他の分析方法で求めた値を用いることも可。
②計算値	公的なデータベース等（日本食品標準成分表等）から、原材料の栄養成分値を入手し、表示しようとする食品の栄養成分値を算出した値。
③参照値	公的なデータベース等をもとに、表示しようとする食品と同一または類似の食品から栄養成分値を類推した値。
④併用値	分析値、計算値及び参照値を併用した表示も可能であり、分析値、計算値又は参照値を基に、又は組み合わせて作成した値。

○表示値の種類

- ◆表示値は、「一定値」又は「下限値・上限値」により表示します。
- ◆表示値は、「許容差の範囲」に収まる必要があります。（食品100g又は100ml当たり）
【一定値で表示する場合】熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の場合は、-20%~+20%。
なお、低含有量の食品は、許容差の範囲が別途定められています。
【下限値・上限値で表示する場合】下限値と上限値で表示された範囲内に、食品表示基準別表第9第3欄で規定された方法により得られた値が収まる必要があります。

○表示値と販売時の栄養成分の差が許容差の範囲を超える場合

- ◆表示した値が、食品表示基準で定められた分析方法によって得られた値と一致しない可能性がある場合*には、①、②のいずれかを
含む文言を、栄養成分表示の近接した場所に表示をします。
①「推定値」
②「この表示値は、目安です。」
(注) 表示値の裏付けとなる資料を保管することが必要です。

*原材料の栄養成分の量から算出して得られた値やサンプル品を分析して得られた値など（合理的な推定により得られた一定の値）を用いる場合。

(表示例)

栄養成分表示 (100g当たり)	
熱量	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0.0g

この表示値は、目安です。

●● こんなときはどうする？



○栄養成分等を「0ゼロ」と表示する場合について

- ◆食品表示基準別表第9第5欄に「0（ゼロ）と表示できる基準」が定められている栄養成分等については、食品100g当たり（一般に飲用に供する液状の食品では100ml当たり）、該当する栄養成分等の量が基準値未満の場合は0と表示することができます。含有量が0の場合でも表示の省略はできません。

○ナトリウム量から食塩相当量を計算する方法

- ◆食塩相当量は、次の換算式に当てはめて算出します。
食塩相当量（g）＝ナトリウム量（mg）×2.54÷1,000

○セット・詰め合せ食品の表示について

- ◆セットで販売され、通常一緒に食される食品（即席めんなどの「めん、かやく、スープの素」、ハンバーグセットの「ハンバーグとソース」等）の表示については、セット合計の含有量を表示する必要があります。
- ◆数種類の製品を詰め合わせた場合、栄養成分の量及び熱量の表示はそれぞれの食品ごとに表示します。ただし、詰め合わせ品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が見える場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

(ハンバーグセット 表示例)

栄養成分表示 (食品単位当たり)	
熱量	0kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	0g
食塩相当量	0.0g

ハンバーグのみ ▲g
ソースのみ ▲g

(詰め合せ製品 表示例)

栄養成分表示			
チョコレートケーキ (100g当たり)		いちごケーキ (100g当たり)	
熱量	0kcal	0kcal	0kcal
たんぱく質	0g	0g	0g
脂質	0g	0g	0g
炭水化物	0g	0g	0g
食塩相当量	0.0g	0.0g	0.0g